

## 「横浜市屋外広告物制度の見直し」に対する市民意見募集の実施結果について

横浜市では、屋外広告物法に基づき横浜市屋外広告物条例を制定し、市内の屋外広告物について必要な規制を行い、良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止に努めています。

現在、横浜市屋外広告物制度の見直しについて検討を進めており、市民意見募集を実施しました。市民の皆様からの貴重なご意見に感謝いたします。

このたび、実施結果と本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

### 1 市民意見募集の概要

#### (1) 意見募集の期間

令和3年4月1日（木）から令和3年4月30日（金）まで

#### (2) 意見の提出方法

持参、郵送、ファックス及び電子メール

#### (3) 市民意見募集の周知方法

- ・広報よこはま（令和3年4月号）
- ・市ホームページへの掲載
- ・市民情報センター、区役所、都市整備局景観調整課で資料を配布、配架

#### (4) 全体の意見数

11名（FAX1名、電子メール10名）の方から、25件のご意見をいただきました。

### 2 意見項目の分類と意見に対する市の考え方

#### 【意見の分類】

項目	件数
(1) 新たな屋外広告物の対応について	3件
(2) まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について	12件
(3) 屋外広告物の安全性の確保について	7件
(4) 違法に掲出されている屋外広告物に対する指導の実効性の確保について	3件

#### 【制度見直しの考え方への反映状況と件数】

分類	件数
① 制度見直しの考え方にご意見を反映するもの	5件
② 制度の見直しに積極的な意見や評価をいただいたもの	1件
③ 制度の見直しに対する意見や質問で、今後の参考とさせていただくもの	17件
④ 意見の趣旨が既に制度の見直しに含まれているもの	2件
⑤ その他、制度の見直しとの関係が見られないもの	0件

### 3 ご意見と本市の考え方

各意見の要旨とその意見に対する本市の考え方及び反映状況は次のとおりです。

(1) 新たな屋外広告物の対応について		
ご意見	本市の考え方	分類
<p>P2 第2 1 (2) 見直しのポイント ウ 投影広告物の基準参考 (イ)</p> <p>現制度の映像措置の表示面積の基準では、投影広告物の特徴的な表示方法の1つである建築物の形に合わせた映像を建築物の一つの面全体に映すような投影広告物の表示は困難である。そのため、新たに投影広告物の基準を作る際には、表示面積の基準を映像装置より緩和すべきである。</p>	<p>投影広告物は投影した光が映像として動き、訴求力の高いものとなります。そのため、通常の屋外広告物よりも広範囲に影響があり良好な景観への影響が高いため、表示面積を通常の屋外広告物よりも規制する必要があると考えています。</p> <p>なお、まちの活性化に資する公益性のあるイベントで掲出するものについては、建築物の全面に映すことが可能となります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③
<p>・意見募集資料2 ページ 第2 1 (2) ウ</p> <p>投影広告物の基準について、現制度の映像装置の基準(エ)に加えて、高速道路からよく見える区域に表示又は設置することを禁止すべきだと考える。なぜなら、投影広告物は光や動きがととても目立つため、ドライバーの安全性を損なうおそれがあるからである。高速道路では、信号機がなく、一般道路よりも運転速度が速くなるため、交通事故に繋がりがやすくなると思う。</p>	<p>現在映像装置は高速道路の付近では設置することを禁止しています。投影広告物は映像装置と同等の基準とするため、同様に高速道路の付近では禁止することを考えています。</p> <p>ご意見いただきありがとうございますございました。</p>	④
<p>・意見募集資料P.2 1(2)見直しのポイントについて</p> <p>新たな広告物である「投影広告物」の利用は拡大すると思われるが、改正案には、広告掲示時の周辺における交通や人の流れについての調整を行うための制度に関する記載はない。</p> <p>横浜市屋外広告物条例20条は、広告主等に広告物を良好な状態に維持する義務があることを規定していることから、広告主等には広告物に対して一定の義務を果たすべきというのが条例の趣旨であると考えられる。そのため、投影広告物等の利用拡大に伴い、広告主等の管理義務の範囲を拡大して、広告物によって周辺環境に影響が出ると客観的に明らかな場合には、広告主等に周辺環境を良好に保つ義務があることを条例に改正により追加すべきである。</p>	<p>屋外広告物条例第8条において、屋外広告物は表示方法が良好な景観などを害するものや、構造などが危険なものは設置できないこととされています。屋外広告物がこのようなものに該当する場合は、適切に指導をしております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③

(2) まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について

ご意見	本市の考え方	分類
<p>・ 広告物ではない、動画表現および光表現についての規制基準について</p> <p>横浜には貴重な歴史的建造物が多いため、景観を重視することは非常に必要なことかと思いますが、同時にデジタルサイネージの進歩により、景観と調和した、新たな街づくりの景観作りが重要だと考えます。つきましては、広告表現以外のデジタルサイネージに対する規制緩和が重要だと考え、ご意見を投書させていただきます。</p> <p>① メディアファサード</p> <p>歴史的建物が多く残るヨーロッパでは建物の外観はそのままに、夜、光による演出を行うメディアファサードが数多く存在します。こうした建物を推進していくべきだと思います。</p> <p>② LED ビジョンを使ったアート表現</p> <p>巨大な LED ビジョンは広告にするとタイムズスクエアのようになりますが、アートキャンバスと考えた場合、とても魅力的な光景になると思います。したがって、アート利用の時と広告表示を分けて考える法令が必要かと思います。</p> <p>横浜は古き良き時代と先進性が同居していることが魅力です。したがって、単に規制するのではなく、日本の他にない街の光景を演出してくれることを市民として期待します。</p>	<p>今回の制度の見直しでは、まちの活性化に資するイベントで一時的に掲出する屋外広告物について大きさ等の規制を緩和します。一方、イベント時以外の LED ビジョン等はまちなかの看板と比較して訴求力が高く目につきやすいことや光を発し続ける性質を有しており、周囲の景観や通行人等への影響が大きいため、常設の LED ビジョン等については規制が必要だと考えています。</p> <p>なお、アートについても、屋外広告物法で規制する屋外広告物に該当するため、広告を表示するものと同一の規制を行っています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきますとともに、今後の技術革新の推移を注視したいと考えています。</p> <p>ご意見いただきありがとうございました。</p>	<p>②</p>

(2) まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について		
ご意見	本市の考え方	分類
<p>2 まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について</p> <p>「まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために一時的に掲出する屋外広告物については」とありますが、横浜市では年間を通して頻繁に「公益性のあるイベント」なるものが行われています。</p> <p>つきましては、今回の改正によって「公益性のあるイベント」の広告物が平穏な生活を望む市民の安全が危険にさらされる可能性が拡大することは絶対に避けるべきだと思います。</p> <p>また、ヘイトや歪んだ思想性のあるイベントが、公益性のあるイベントを装って開催される可能性を考慮すると、安易な広告物の緩和はとても危険だと思います。</p> <p>横浜市はカジノを「公益」のために誘致するような行政体につき、公益性についての判断を信用することができません。</p>	<p>対象となる公益性のあるイベントは、国や地方公共団体、あるいはこれらから推薦を受けた団体等が主催するイベントで、その内容も地域振興や観光振興などの目的を持ったものに限定し、公序良俗に反するものは対象外とします。</p> <p>また、掲出する屋外広告物は、掲出場所を商業地域等に限定することや、周辺環境や道路交通等の安全などの要件を満たしたものに限り、</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③
<p>・意見募集資料 P.2 2 「まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について」(2)見直しのポイント ア 要件 (ア)a に記載されている屋外広告物掲出の基準緩和の要件について</p> <p>基準緩和の幅が狭く、屋外広告物の積極的活用の目的を十分に果たせないのではないかと考える。そこで、イベントの公益性を保ちながら基準の幅を拡大するため、公益法人や横浜市の外郭団体もその性質上公共性を持つ団体であるといえることから、要件 a の(f)について、(a)又は(b)からの推薦に限定するのではなく、(a)～(d)からの推薦とすることにより、基準緩和の幅を広げるべきである。</p>	<p>公益性を担保するための責任の主体となりうるのは、国や地方公共団体と考えています。</p> <p>一方、公益法人や外郭団体は、国や地方公共団体である横浜市が認定することにより、はじめて公益性を持つ団体となります。</p> <p>そのため、公益法人や外郭団体は公益性を担保するための責任の主体とはなり得ないことから、国や地方公共団体からの推薦に限定する必要があると考えています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③

(2) まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について		
ご意見	本市の考え方	分類
<p>・意見募集資料 4 ページ第 2 2(2)ア(エ)a(c)</p> <p>「鮮やかな赤」という表記方法について、基準がはっきりと分かるカラーチャートを活用すべきである。なぜなら、人それぞれ色の捉え方は違っているからである。また、カラーチャートは基準がどれくらいかを確認する程度のことであるため、要綱に掲載することが適当であると考ええる。</p>	<p>1997年にアニメーション番組等の特殊な映像手法が、視聴者、それも多くの子どもたちの健康に影響を及ぼすという重い事態を経験したことを契機にして、日本放送協会と一般社団法人日本民間放送連盟がガイドラインを定めており、「鮮やかな赤」を扱うことや、「規則的なパターン模様」が、表示内容の大部分を占めることは避けるものとしています。そのため、当該ガイドラインを参考に、映像や光の点滅を使用する屋外広告物は同様に規制する必要があると考えています。実際の運用は、個別具体的に判断する必要があるため、一律の基準は設けないこととします。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③
<p>意見募集資料 4 ページ 2「まちの活性化に資する公共性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について」(2)ア(エ)</p> <p>“鮮やかな赤”という点について、表現が抽象的であり基準となる赤色が分かりにくいいため、横浜市屋外広告物条例施行規則にカラーチャート又はカラーコードを記載すべきである。横浜市屋外広告物条例施行規則に自家用屋外広告物やはり紙等などサイズや素材についての記載があるため、色も同じように規則に定めるべきと考えたからである。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③
<p>意見募集資料 4 ページ 2 まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について (2) ア(エ) a (e)</p> <p>「規則的なパターン模様が、表示内容の大部分を占めることは避けること」と書いてあることについて、「大部分」ではわかりにくいいため、割合について具体的に規定すべきだと考える。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③
<p>意見募集資料 4 ページ、2 (2) 見直しポイント、ア(エ) a(e)</p> <p>「規則的なパターン模様」と c(a)「読ませる広告」について、要綱に図等を用いた具体的な表記をすべきである。その理由は、これらの定義が曖昧であり、実際に投影する際に問題となるおそれがあるため、より詳細な説明が求められるからである。</p>	<p>要綱で「規則的なパターン模様」はしま模様、渦巻き模様などを例示列挙し、「読ませる広告」は、一目で判断できない文章を例示列挙します。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③

(2) まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について		
ご意見	本市の考え方	分類
<p>・意見募集資料4 ページ 2 「まちの活性化に資する公共性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について」(2) (エ) a</p> <p>良好な景観を保つためや安全性を高めるために、色や光だけでなく素材に関する規定も設けるべきである。具体的には、短期間の掲出であったとしても火災の危険性はあるため、アルミニウムや金属などの不燃材を使用することといった規定を設けると良いと考えられる。</p>	<p>屋外広告物条例第8条において、屋外広告物は表示方法が良好な景観などを害するものや、構造などが危険なものは設置できないこととされています。屋外広告物がこのようなものに該当する場合は、適切に指導をまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③
<p>P5 第2 2 「まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について」(2) ア (エ) c (b)</p> <p>屋外広告物の掲出の要件で「表示内容が信号、交通標識等の交通情報又は船舶信号と混同するおそれのあるものではないもの」があるが、船舶信号が具体的にどのようなものかイメージするのが難しいため船舶信号についての具体例も紹介してほしい。</p>	<p>船舶信号をはじめ、交通情報は様々な掲出方法があるため、あえて具体例を記載しないことを考えています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③
<p>意見募集資料5 ページ、2 (2) 見直しポイント、ア (オ) 掲出場所について、商業用途地域に限らず工業系用途地域についても認めるべきだと考える。その理由は、工業系用途地域においても「まちの活性化に資する公共性のあるイベント」の開催は考えられ、屋外広告物使用の可能性は十分にあるからである。工業系用途地域においても、屋外広告物の掲出基準が緩和されない客観的理由はないように思われることから、掲出場所を商業系用途地域に限定するのであれば、その理由の提示が必要である。</p>	<p>イベントにより人が多く集まっても騒音や交通上の問題に支障がない場所として商業地域及び近隣商業地域に限定をしています。準工業地域や工業地域については、商業施設もありますが、一方で、マンションなどの住宅が建ち並んでいる地区も多くあるため、用途地域により一律に緩和することは適していないと考えています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③

(2) まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について		
ご意見	本市の考え方	分類
<p>意見募集資料 5 ページ 2 まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について (2)見直しのポイント ア ※まちの活性化や良好な景観の形成に寄与すると特に市長が認めた屋外広告物の場合は、上記要件を適用せず、要件をクリアしたものとみなします。という部分について</p> <p>透明性を確保するために、どういう場合にまちの活性化や良好な景観の形成に寄与すると認めるかの基準を明確にする必要があると考える。また、どのような理由でまちの活性化や良好な景観の形成に寄与すると認めたのかを公表する必要があると考える。</p>	<p>まちの活性化や良好な景観の形成に寄与すると特に市長が認めた屋外広告物は個別具体的に判断する必要があるため、明確な基準を設けることは困難であると考えていますが、今後要綱等で基準を示すことを検討いたします。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③
<p>2 まちの活性化に資する公益性のあるイベントのために掲出する屋外広告物の活用について</p> <p>緩和する基準 (イ) に下記があげられていますが、この点に反対します。</p> <p>【参考】主な禁止物件 (横浜市屋外広告物条例第7条) a 橋りょう b 街路樹 c 銅像 d 煙突</p> <p>橋梁は河川の交通の障害になる可能性があります。</p> <p>街路樹は、街路樹を傷める可能性が高く、樹木という市民が長い時間をかけて育ててきた貴重な資源を損なう可能性があります。</p> <p>銅像は、使用のされ方によっては、ヘイトの問題等、思想的な軋轢を引き起こす可能性があり、反対です。</p> <p>煙突は、安全性をどのように保てるのか疑問です。</p> <p>市は上記の安全性の管理を放棄しているかのような内容だと思います。</p>	<p>横浜市屋外広告物条例が橋りょうや街路樹などに屋外広告物の設置を禁止している趣旨を踏まえ、安全性の確保は十分図っています。</p> <p>具体的には、表示内容が歩行者、車両運転者の注意を著しく引くおそれや表示内容が信号等の交通情報と混同するおそれがあるものの設置を認めないほか、施設の所有者や管理者がその利用を認めた場合に限りません。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③

(3) 屋外広告物の安全性の確保について		
ご意見	本市の考え方	分類
<p>・意見募集資料6 ページ 第2 3(2)ア</p> <p>改正後の屋外広告物の点検者について、一定規模以上の屋外広告物は有資格者が行うとされているが、これに加えて、設置年数が一定年数経過している屋外広告物についても、点検を有資格者が行うようにするべきである。なぜなら、他都市では人命に関わる屋外広告物を原因とした重大事故が発生した例もあり、安全性の確保がより一層求められているからである。全ての屋外広告物の点検を有資格者が行えば、安全性は十分に確保できるが、設置者のコストの面を考えると厳しいため、現実的に考えて、有資格者の点検の対象を屋外広告物の大きさと古さに限定するべきだと考える。</p>	<p>有資格者による点検対象を屋上看板や地上から4mを超える壁面看板等とした理由は、建物の1階よりも高い位置にあると頭上への落下が致命傷となることや、建築基準法では単独で建っている広告塔の高さが4メートルを超える場合は確認が必要となることから、これらの要素を踏まえて基準を定めました。</p> <p>また、これらの物件は、広告旗や立看板等の他の屋外広告物と比較して構造が頑丈なものとなっており、許可期間も3年間となっています。継続許可時に専門家の判断を加えた大規模な点検を実施し、日常の管理は掲出者らが容易に日常点検を実施できるよう国土交通省等が作成した「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」等を活用しながら周知を図ります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③
<p>意見募集資料7 ページ 3「屋外広告物の安全性の確保について」(2)ア*1</p> <p>危険性が高いため4m以上のものだけでなく、一定以上の重さの屋外広告物を追加するべきである。一律で有資格者が管理しなければならないとすると、市や設置者のコストや負担が大きくなる。そこで、基準となる重さを決め、それを超える場合には管理者の設置を義務化することで、現実的であり目的にも即していると考えたからである。</p>		
<p>・意見募集資料6 ページ 3「屋外広告物の安全性の確保について」(2)ア</p> <p>3年毎ではなく1年毎に屋外広告物の点検を行うべきである。しかし、全ての屋外広告物を1年毎に点検することは難しいため、1年毎に点検を行うのは、交通量や人通りが多い場所にある屋外広告物や一定規模（高さが4メートル）以上の屋外広告物に限定し、それ以外の屋外広告物は3年毎に点検を行うといった形をとると良いのではないかと考える。これにより、事故や危険な看板が減ることで安全が守られ良好な景観も保たれるため、横浜市にとってメリットがあるといえる。</p>		



(3) 屋外広告物の安全性の確保について		
ご意見	本市の考え方	分類
<p>意見募集資料 6 ページ 3「屋外広告物の安全性の確保について」(2) 見直しのポイントア・継続申請の事前の点検及び報告書の提出を義務化について</p> <p>点検報告書は誰が点検しても同一の安全性が保たれるよう配慮し作成することにより安全性が向上すると思われる。一律の安全性を確保するためにも点検報告書は未経験者から経験者まで同様の点検ができるようマニュアルを作成することが適切であると思われる。</p>	<p>点検に関する参考資料としては、国土交通省等が作成した「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」を用いることとしています。点検報告書はそのガイドブックに即して点検箇所や点検項目を規定し、点検の実効性を確保していきます。</p> <p>また、屋外広告物の管理方法につきましても、マニュアルやガイドラインを作成することを検討します。</p>	①
<p>P6 第 2 3「屋外広告物の安全性の確保について」(2) ア</p> <p>有資格者以外の看板等の設置に知見がないような者でも実効性がある点検を行えるように、有資格者以外が点検報告書に沿って点検をする際に注意すべきポイントを確認できるような参考資料を市で用意すべきである。</p>		
<p>・同 7 ページ 3「屋外広告物の安全性の確保について」(2) 見直しのポイントイ・管理者の設置を義務化について</p> <p>市が管理方法の指針を示すと良いと思われる。管理者としての指針が無ければ全体で十分な安全性を確保するのは難しいと思われるため、市がマニュアルやガイドラインを作成し指針を示すことで全体の安全性を十分に確保できると思われる。</p>		
<p>点検者とか管理者とか仕組みが複雑でわかりにくい。言い回しのせいかもしれませんが。結局何かあったときには管理者の責任になるのか。</p>	<p>落下等の事故が発生した場合は管理者にも撤去命令が及びます。その根拠としては、屋外広告物条例で命令が管理者にも及ぶとされているからです。</p> <p>ご意見いただきありがとうございます。ありがとうございました。</p>	④

(4) 違法に掲出されている屋外広告物に対する指導の実効性の確保について		
ご意見	本市の考え方	分類
<p>・意見募集資料7ページ 4「違法に掲出されている屋外広告物に対する指導の実効性の確保について」(2)</p> <p>公表をする前に行政手続法に規定されている弁明の機会の付与と同様に、意見を述べることや証拠を提出する機会を設けるべきである。なぜなら、公表によってある程度の不利益は生じるが聴聞が必要になるほどの不利益は生じないと考えられるためだ。</p>	<p>公表を行う際には、横浜市行政手続条例に規定する弁明の機会の付与に準じて、公表前に相手方に意見書等を提出する機会を設けます。</p>	①
<p>・同7ページ4「違法に掲出されている屋外広告物に対する指導の実効性の確保について」(2)見直しのポイントについて</p> <p>公表を行う手続きは聴聞を行うと時間がかかるため行政手続法(条例)に規定する、弁明の機会の付与に準ずるもので足りると考える。</p>		
<p>・意見募集資料P.7 4「違法に掲出されている屋外広告物に対する指導の実効性の確保について」(2)見直しのポイントについて</p> <p>公表に関する手続きについて、行政手続法(条例)に規定する弁明の機会の付与に準ずるものでよいと思われるが、複数回広告物について違反があった場合には、聴聞に変更して、より慎重な手続きをするという処理をしてもよいのではないかと考える。</p>	<p>公表を行う際には、横浜市行政手続条例に規定する弁明の機会の付与に準じて、公表前に相手方に意見書等を提出する機会を設けます。また、複数回の違反がある場合には、公表手続と並行して刑事告発を行ってまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	③